

鉄道・運輸機構における 入札契約制度について (工事・役務（建設コンサル等）)

令和7年4月



鉄道・運輸機構

JR TT

1. 工事編

(1) 競争参加資格

- ① 工事種類
- ② 競争参加資格受付
- ③ JV（共同企業体）制度について

(2) 入札契約方式

- ① 入札契約方式
- ② 総合評価方式

2. 役務（建設コンサルタント等）編

(1) 競争参加資格

- ① 業種区分
- ② 設計共同体制度について

(2) 入札契約方式

- ① 入札契約方式
- ② プロポーザル方式の評価タイプ
- ③ 拡大型プロポーザル方式

3. 共通事項

- (1) 発注見通し
- (2) 低入札価格調査

1. 工事編

(1) 競争参加資格

① 工事種類

- 機構が発注する工事を受注するためには、工事内容に応じて、機構から以下9種類の工事種類の競争参加資格の認定を受ける必要があります。

工事種類	主な工事内容
土木工事	土木一式工事及び土木工事で他の工事種類に属する工事以外のもの
建築工事	建築一式工事及び建築工事で他の工事種類に属する工事以外のもの
鉄骨鉄けた工事	鋼材を用いて製作する橋桁等の製作又は架設工事（鋼桁の工事塗装を含む）
軌道工事	軌道工事で他の工事種類に属する工事以外のもの、レール溶接工事又は基準器設置工事
プレストレスト コンクリート工事	P C橋の製作架設工事又は軌道スラブの製作工事
電気工事	発電、変電、配電等のための機器設備、照明、電力、電熱等の負荷設備の設置工事、送電線路、電車線路、配電線路等の工事、鉄道信号、鉄道通信、列車制御設備等の工事
暖冷房衛生設備工事	消防施設工事、衛生設備工事、水道施設、冷暖房、空気調和設備工事
機械設備工事	昇降設備、クレーン設備、汚水処理設備等で機器製作、据付、試験調整を伴う機械工事
その他工事	上記以外の工事（さく井工事等）

① 工事種類

- 各工事種類の有資格業者には、経営事項審査に基づく客観的事項を元に総合点数を付与し順位をつけています。
- これに加え、「土木工事」は「A・B・C」、「建築工事」は「A・B」の等級が付与され、等級に応じた予定価格の規模の工事に入札参加することができます。

➤ 土木工事の等級と発注規模

等級	総合点数	予定価格
A	1,200点以上	5億5,000万円以上
B	950点以上 1,200点未満	5,000万円以上 5億5,000万円未満
C	950点未満	5,000万円未満

➤ 建築工事の等級と発注規模

等級	総合点数	予定価格
A	1,100点以上	6,000万円以上
B	1,100点未満	6,000万円未満

② 競争参加資格受付

- 機構工事の競争参加資格の申請種類・時期・方法は以下の通りです。
- 定期申請を行わず、その後新たに競争参加資格が必要となり、申請を希望される方は、随時申請が可能です。
- 2か年に1度の定期申請受付については、前年度中に公示を行います。
- 審査した結果は「[有資格業者名簿](#)」として機構HP上に公表しています。

➤ 競争参加資格申請の概要

申請の種類	申請時期	申請方法
定期申請	機構が指定する時期 (2か年に1度)	インターネット 又は郵送
随時申請	上記以外随時	郵送

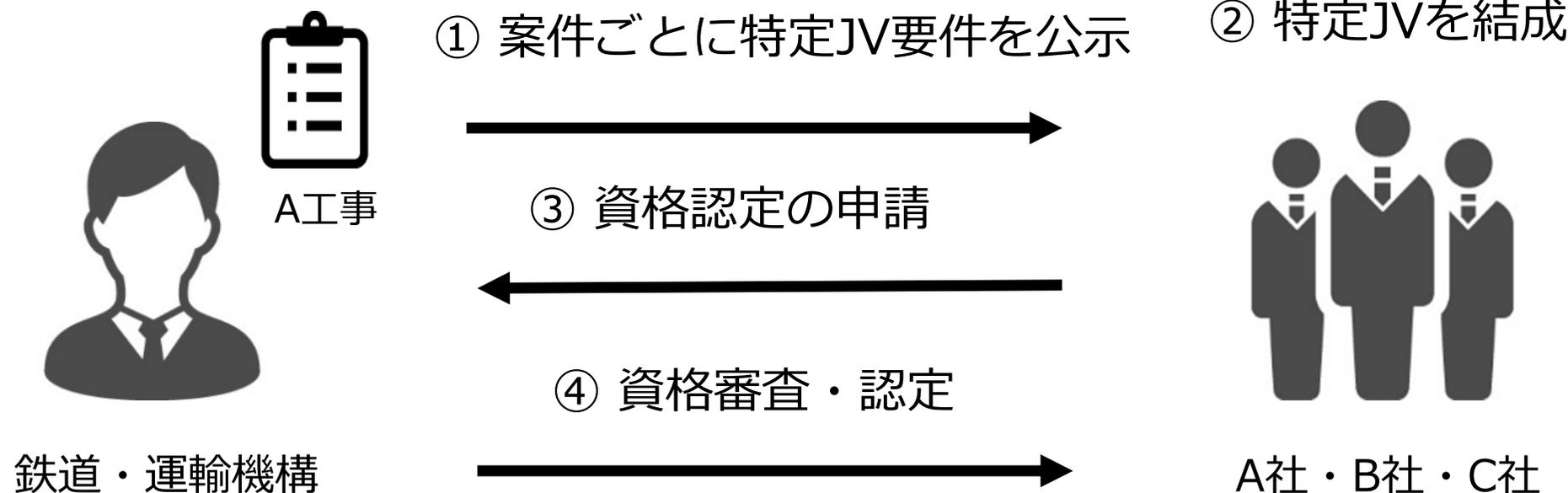
- ※ 1 申請内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。
- ※ 2 申請書の作成方法は、機構HP掲載の[作成の手引き](#)をご確認ください。

③ JV（共同企業体）制度について

① 特定建設工事共同企業体（特定JV）

- 特定建設工事共同企業体（特定JV）とは、大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成される共同企業体です。
- 機構では一定規模以上の工事発注案件で、入札参加条件として特定JVの組成を求める場合があります。
- 特定JVの要件（構成員の数、出資比率等）は、発注案件ごとに機構が指定します。
- 特定JVとして入札参加する場合は、発注案件ごとに特定JVの認定を受ける必要があります。

➤ 特定JVのイメージ

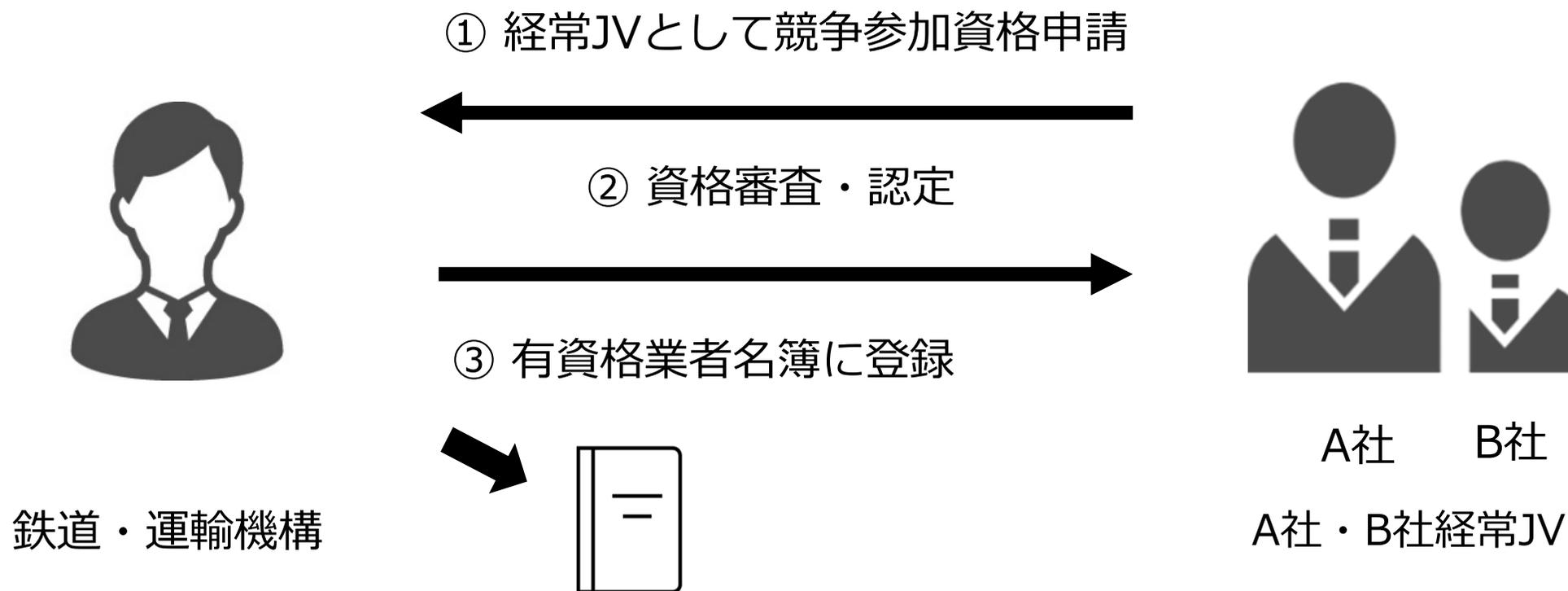


③ JV（共同企業体）制度について

② 経常建設共同企業体（経常JV）

- 経常建設共同企業体（経常JV）とは、中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体です。
- 経常JVとして入札参加する場合は、単体企業同様、経常JVとして定期申請又は随時申請で競争参加資格の認定を受ける必要があります。

➤ 経常JVのイメージ



(2) 入札契約方式

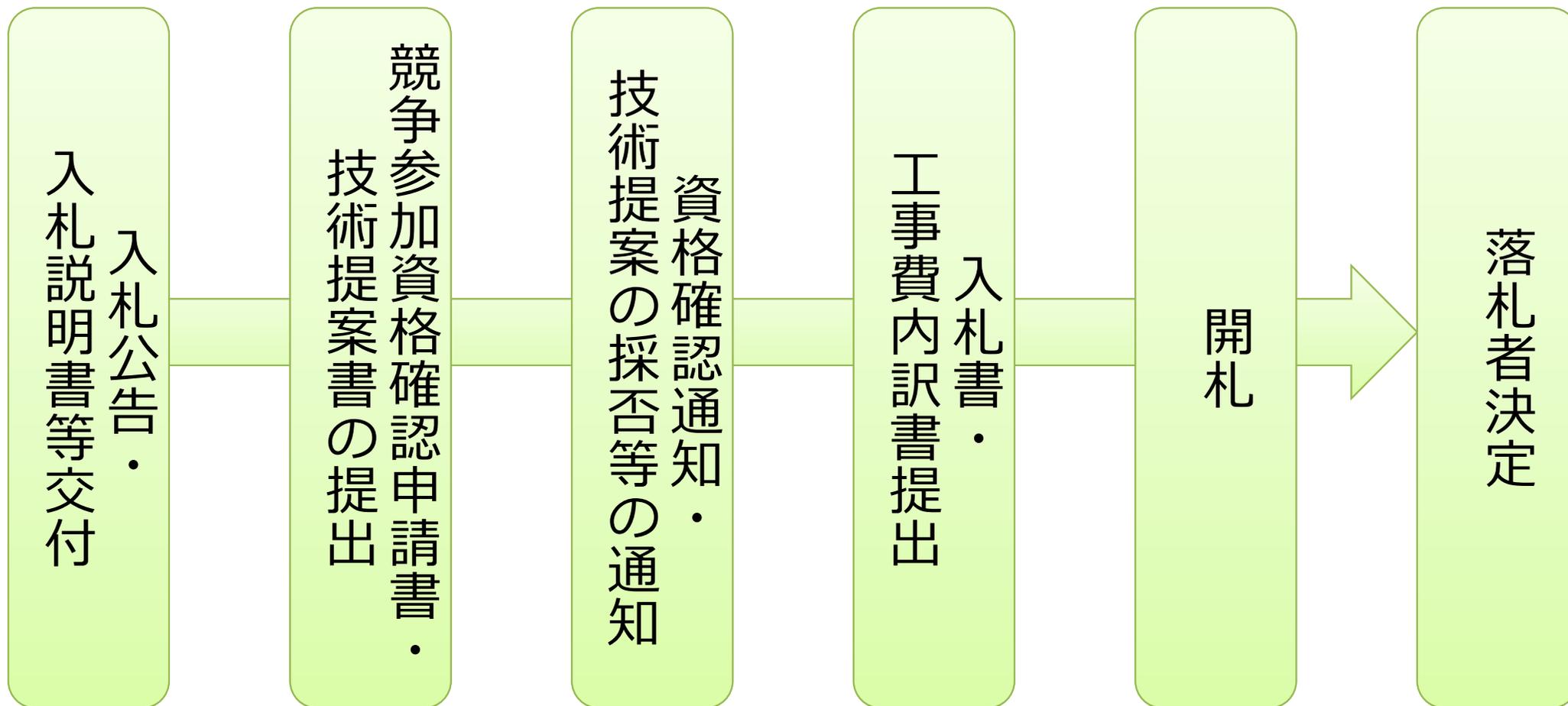
① 入札契約方式

- 機構の工事契約における主な入札契約方式は以下の通りです。

入札契約方式	内容
一般競争入札方式	予定価格がWTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」に基づく基準額以上の調達です。 落札者は入札金額と技術力を総合的に評価する総合評価方式にて決定します。
条件付 一般競争入札方式	予定価格が上記基準額未満の調達です。 落札者は総合評価方式にて決定する場合と入札金額のみ（＝価格競争方式）をもって決定する場合があります。
随意契約方式 (特命/少額)	<ul style="list-style-type: none">■ 特命随意契約 工事の特殊性を踏まえ特定の1者と契約する方式です。■ 少額随意契約 予定価格が一定額未満の場合になるべく2者以上の相手方を指定し、最低価格の見積りを提出した者と契約する方式です。

① 入札契約方式

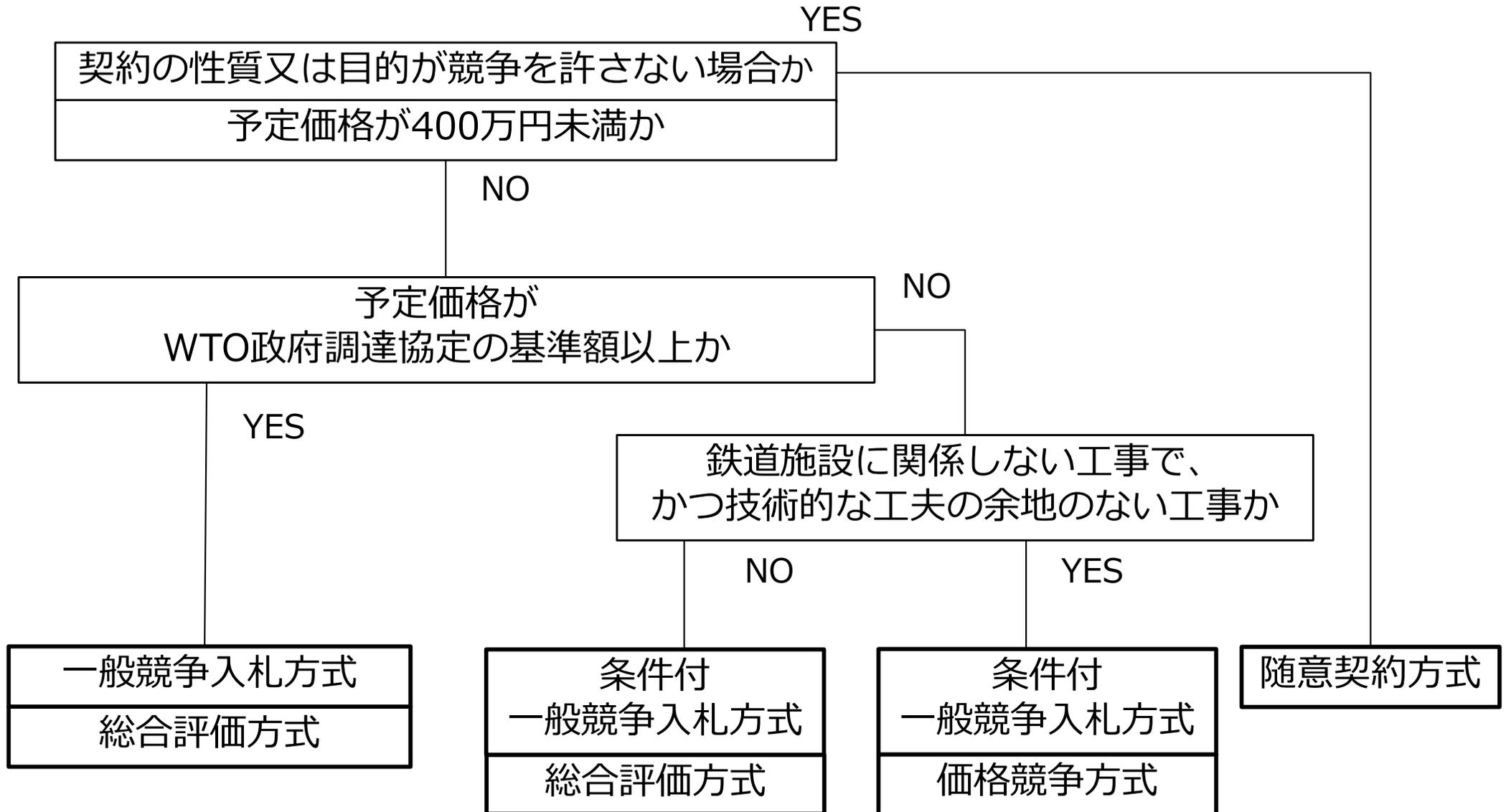
➤ 一般競争入札の基本手続きフロー



40~90日程度

① 入札契約方式

- 機構では工事内容や工事規模によって発注方式を選定しています。



② 総合評価方式

- 総合評価方式とは、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式です。
- 当機構の工事の総合評価は、技術評価点を入札価格で除して得た数値（評価値）が最も高い者が落札者となります（＝除算方式）

➤ 評価値の計算方法

$$\boxed{\text{評価値}} = \frac{\text{技術評価点※}}{\text{入札価格}}$$

※技術評価点

$$= \text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (最大12~30点)} + \text{施工体制評価点 (30点)}$$

■ 標準点

入札公告又は入札説明書において明らかにした性能等の技術的要件を全て満たしている場合に与えられる点数

■ 加算点

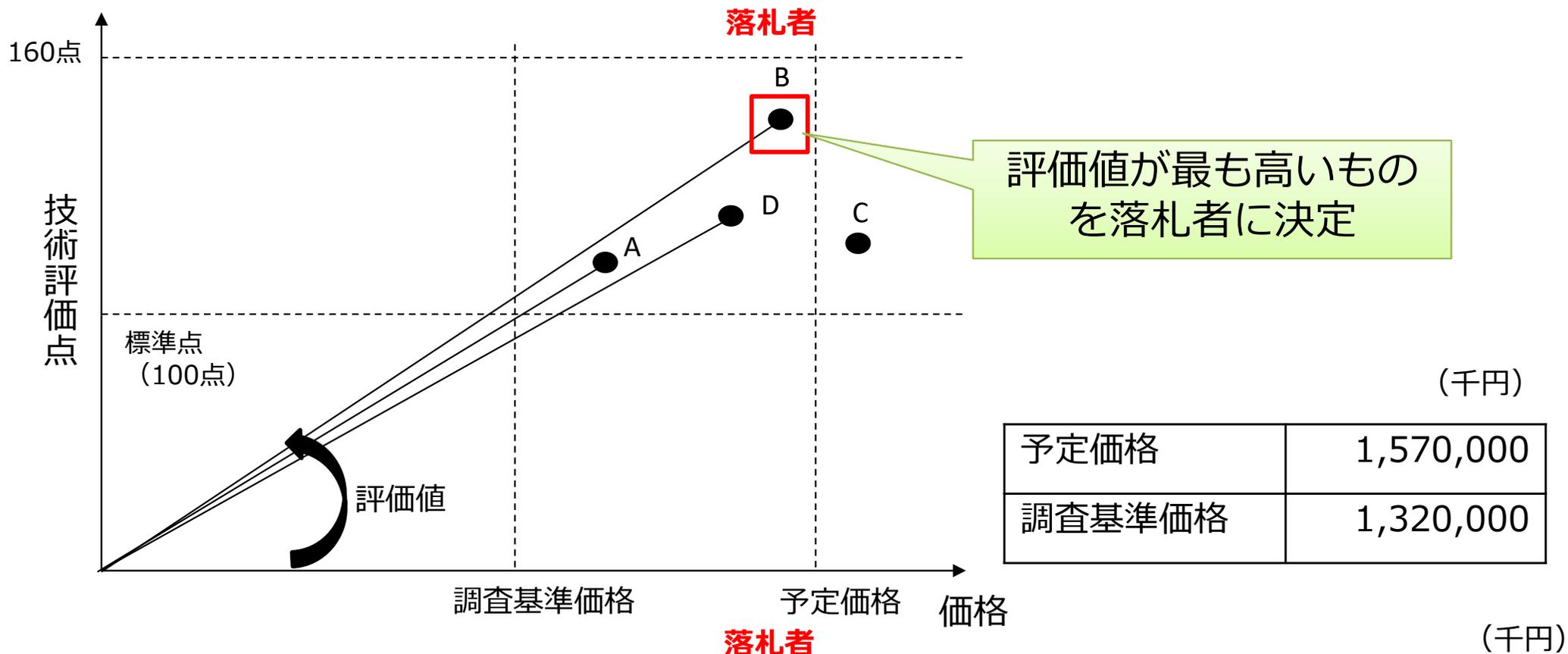
評価項目ごとの性能等について標準案の状態を上回る提案に対して与えられる点数

■ 施工体制評価点

施工体制確認型総合評価方式の場合、施工体制の評価に対して与えられる点数

② 総合評価方式

落札者決定のイメージ



業者	A社	B社	C社	D社
技術評価点 (A)	124	140	-	130
入札価格 (B)	1,350,000	1,500,000	1,630,000	1,450,000
評価値 (A) / (B) (億円)	9.185	9.333	予定価格超過	8.965

② 総合評価方式

① 総合評価方式のタイプ

- 機構では発注案件工事の特性（難易度、規模、技術的な工夫の余地）に応じて3つのタイプに分類し、タイプに応じた評価項目にて総合評価方式を実施しています。

タイプ	工事の特性	評価の視点	技術提案書の提出	加算点の最高点	工事難易度
標準型	技術的な工夫の余地が大きい工事	<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画・ 技術提案(1)総合的なコスト削減(2)工事目的物の性能、機能向上(3)社会的要請への対応	有	30点	高
簡易Ⅱ型	簡易Ⅰ型以外の技術的な工夫の余地が小さい工事	<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画・ その他簡易Ⅰ型と同様	有	20点	
簡易Ⅰ型	技術的な工夫の余地が小さい工事	<ul style="list-style-type: none">・ 同種・類似工事の実績・ 配置予定技術者の同種・類似工事の経験・ 工事成績等に基づく技術力	無	12点	低



② 総合評価方式

② 施工体制確認型総合評価方式

- 機構では品質確保のための体制や施工体制の確保状況を確認し、要求要件を確実に実現できるか審査する施工体制確認型総合評価方式を試行しています。
- 対象は総合評価方式により発注する土木工事、鉄骨鉄けた工事、プレストレストコンクリート工事及び建築工事です。

➤ 施工体制確認型総合評価方式の概要

① 施工体制評価点の追加

- 総合評価の点数に、標準点、加算点のほかに施工体制評価点（30点）を追加します。

② ヒアリングの実施

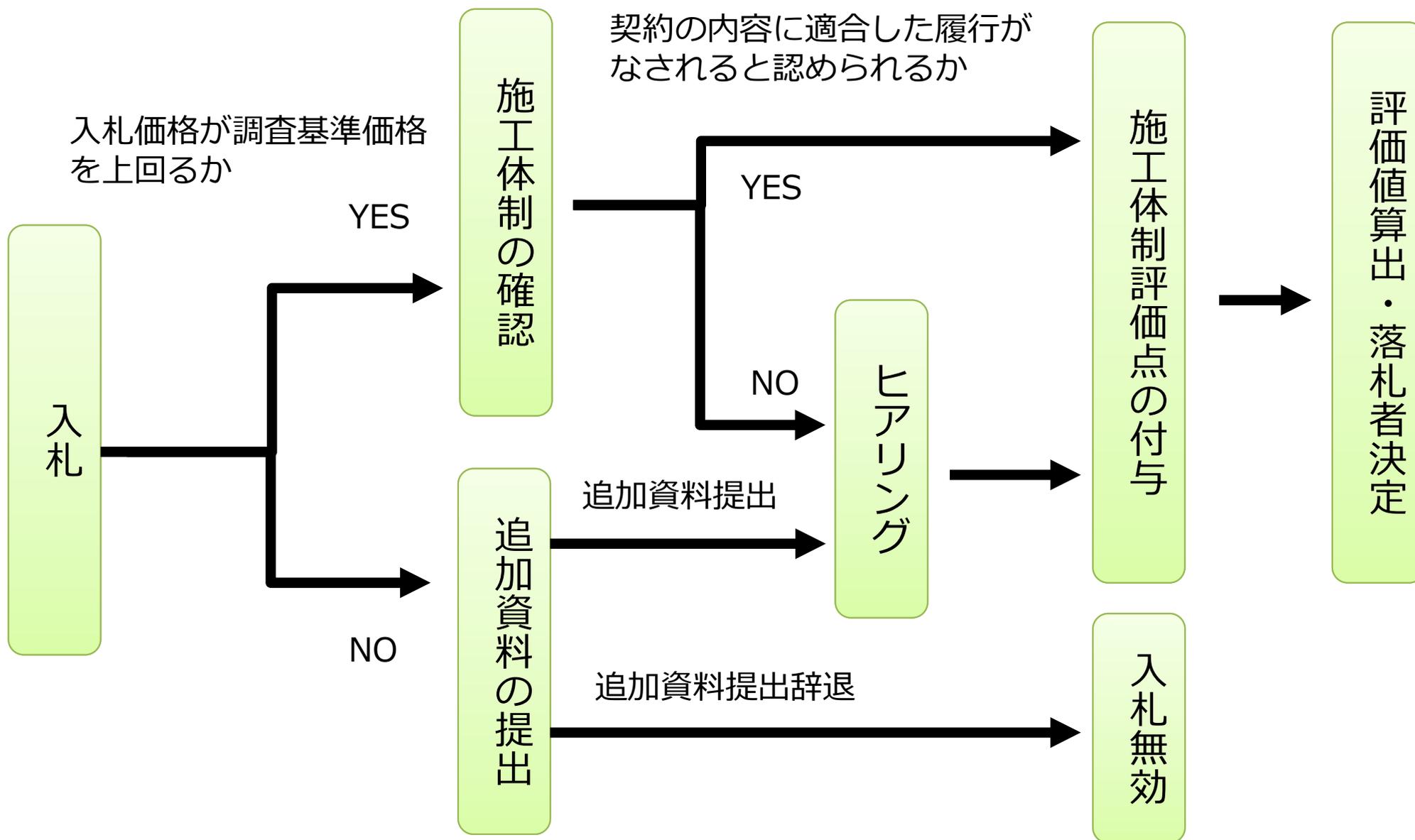
- どのように施工体制を構築し、それが要求要件の実現確実性の向上につながるか審査するため、入札参加者へのヒアリングを実施する場合があります。

③ 追加資料の提出

- 調査基準価格を下回る価格で入札した入札参加者には、追加資料の提出を求めます。

② 総合評価方式

➤ 施工体制確認フロー



② 総合評価方式

➤ 施工体制確認に係る追加資料

審査項目	提出資料等
入札金額の積算内訳	工事費積算明細書
施工計画	施工体制台帳 施工体系図 配置予定技術者名簿 資材購入先及び購入先と審査対象者との関係 機械リース元一覧 労務者の確保計画 工種別労務者配置計画 建設副産物の搬出計画 過積載防止のための確認書（運搬計画書）
品質確保及び品質管理体制	品質確保体制の確認（品質管理体制） 品質管理体制の確認（品質管理計画書） 品質確保体制の確認（出来形管理計画書） 安全衛生管理体制の確認（安全衛生教育等） 安全衛生管理体制の確認（点検計画等）
コスト縮減	コスト縮減額算定調書

2. 役務（建設コンサルタント等）編

(1) 競争参加資格

① 業種区分

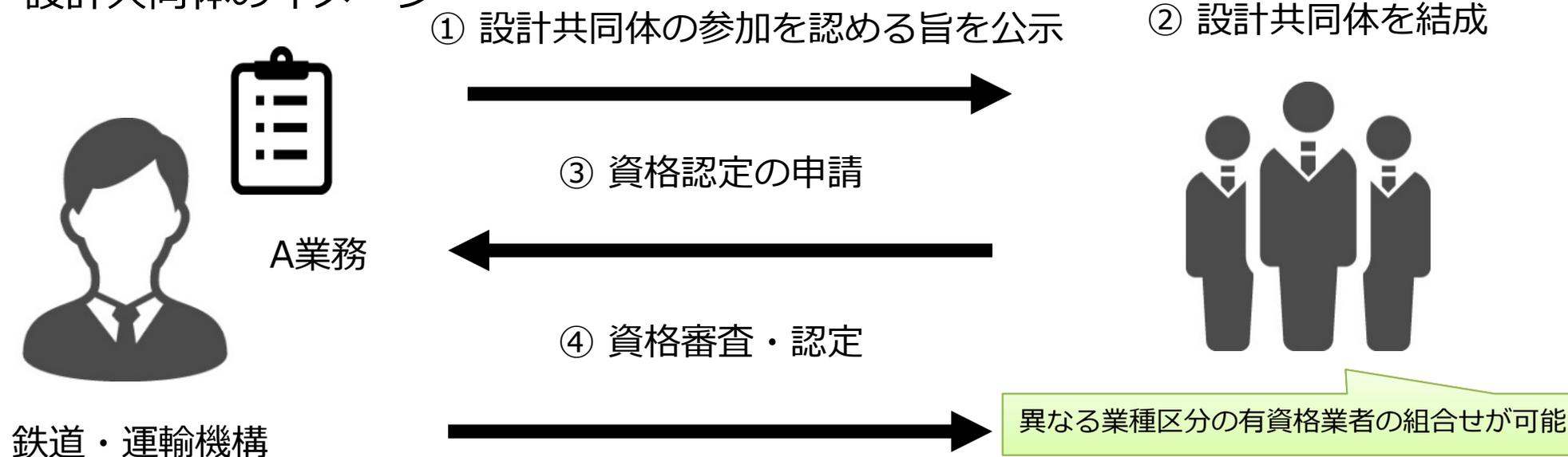
- 機構が発注する役務（建設コンサルタント等業務）を受注するためには、業務内容に応じて、機構から以下5種類の業種区分の競争参加資格の認定を受ける必要があります。
- 機構の競争参加資格における業種区分は以下5種類です。
- 競争参加資格の申請方法、申請時期は工事と同様です。

業種区分	業務内容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係 建設コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none">・ 建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等・ 機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等 (空調設備等に関するものに限る。)
土木関係 建設コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none">・ 土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等・ 電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等・ 機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等 (空調設備等に関するものを除く。)・ 騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等・ 土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等・ テレビ受信障害調査等
地質調査業務	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
補償関係 コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償部門

② 設計共同体制度について

- 設計共同体制度とは、大規模かつ高度な技術力を要する業務の実施にあたり、専門領域の異なる複数の企業が一体となって受注することにより、業務の成果の品質向上を図る制度です。
- 構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとしています。
- 機構では、公募型プロポーザル、簡易公募型プロポーザル、総合評価による競争入札の場合に、設計共同体での参加が適当でないものを除き、設計共同体の参加を認めています。

➤ 設計共同体のイメージ



(2) 入札契約方式

① 入札契約方式

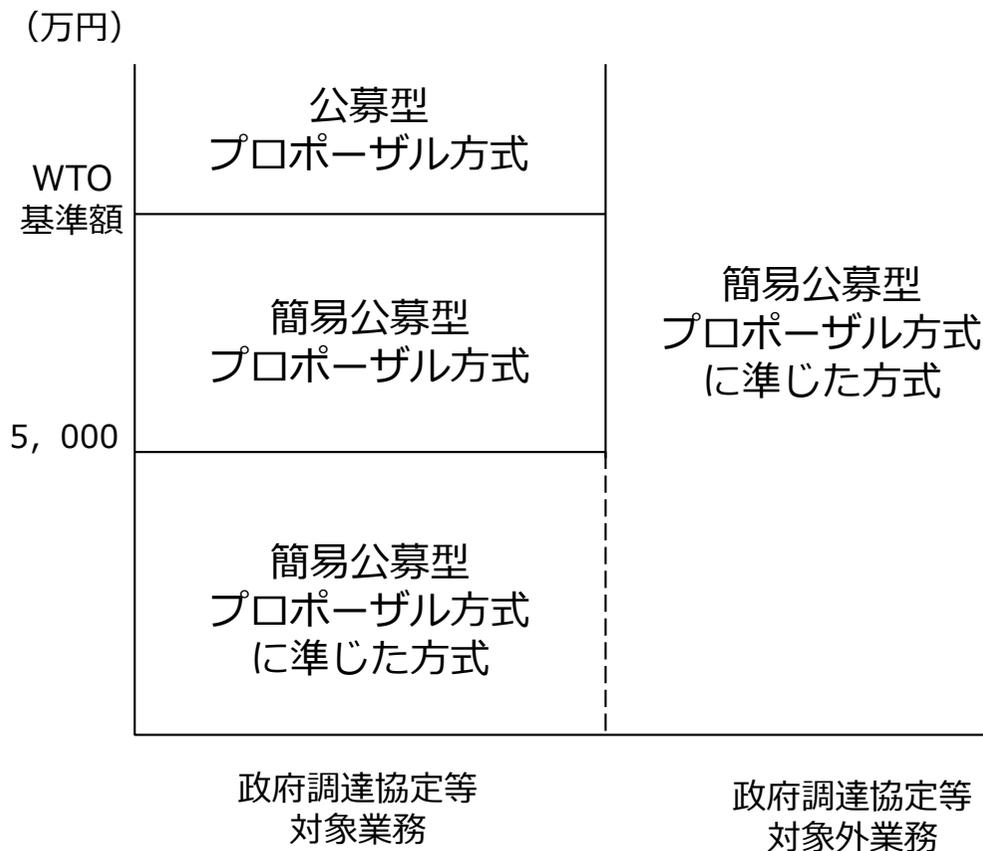
- 機構の役務における主な入札契約方式は以下の通りです。

入札契約方式	内容
プロポーザル方式 (公募型・簡易公募型)	高度な知識と豊富な経験を必要とする役務又は標準的な手続が定められていない役務について、技術提案書（プロポーザル）の提出を求め、提案者を総合的に評価して選定する方式です。
競争入札方式 (公募型・簡易公募型)	当該役務の実施に係る技術的適性を把握するための参加表明書の提出を幅広く求め、提出者の中から入札者を機構が指名する方式です。落札者は、入札金額と技術力を総合的に評価する総合評価方式にて決定する場合と入札金額のみ(= 価格競争方式)をもって決定する場合があります。
一般競争入札方式 ※発注者支援業務のみ	入札参加要件を満たす全ての者が入札することができる方式です。落札者の決定方法は競争入札方式同様です。
随意契約方式 (特命/少額)	①特命随意契約 役務の特殊性を踏まえ特定の1者と契約する方式です。 ②少額随意契約 予定価格が一定額未満の場合になるべく2者以上相手方を指定し、最低価格の見積りを提出した者と契約する随意契約です。

① 入札契約方式

➤ 予定価格に応じた入札契約方式の選定

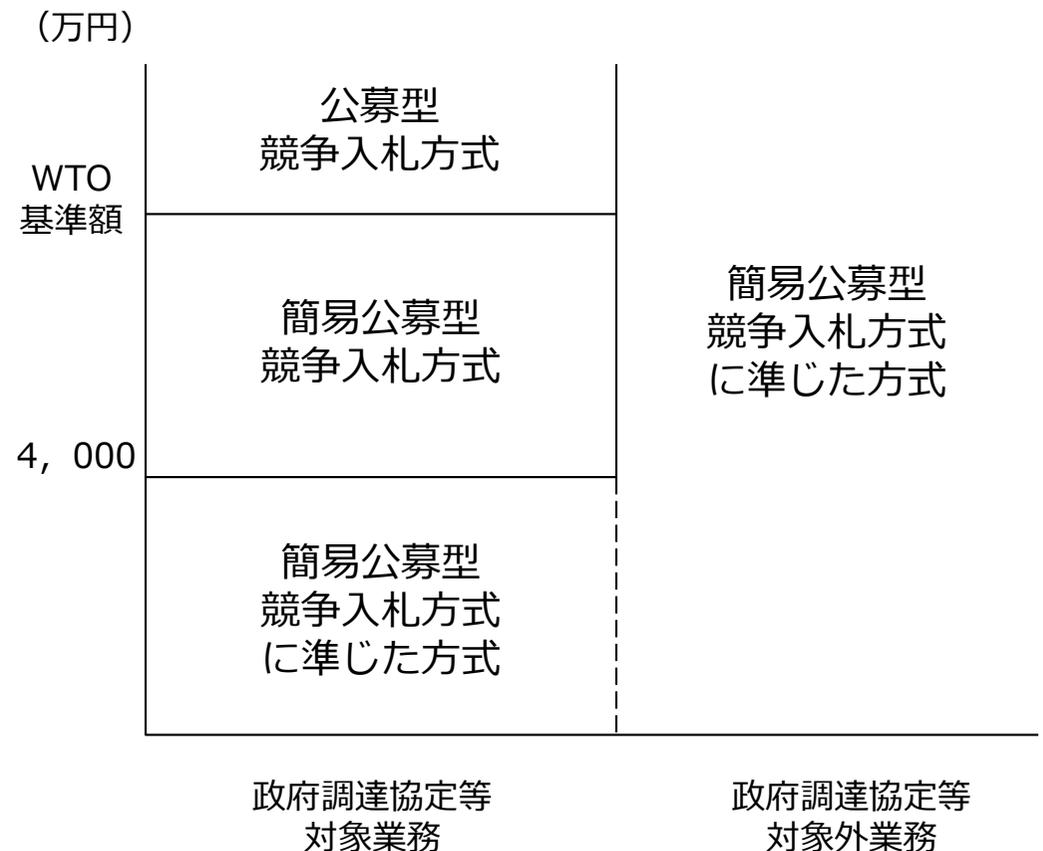
プロポーザル方式



高度な知識と豊富な経験を必要とする役務又は標準的な手続が定められていない役務

高度な知識と経験を必要とする土木詳細設計・建築実施設計・その他実施設計業務

競争入札方式



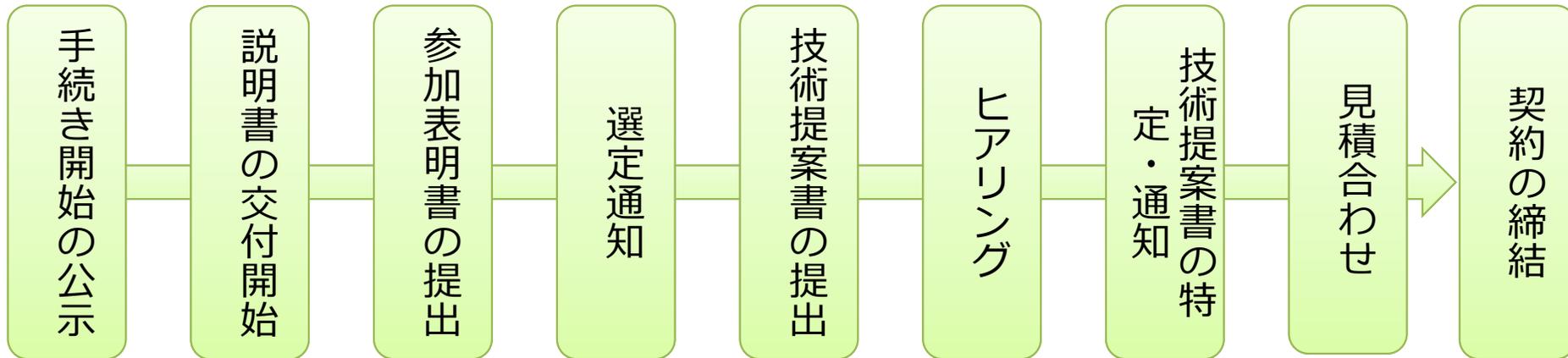
その他の調査、設計、測量等の業務

通常の土木詳細設計・建築実施設計・その他実施設計業務

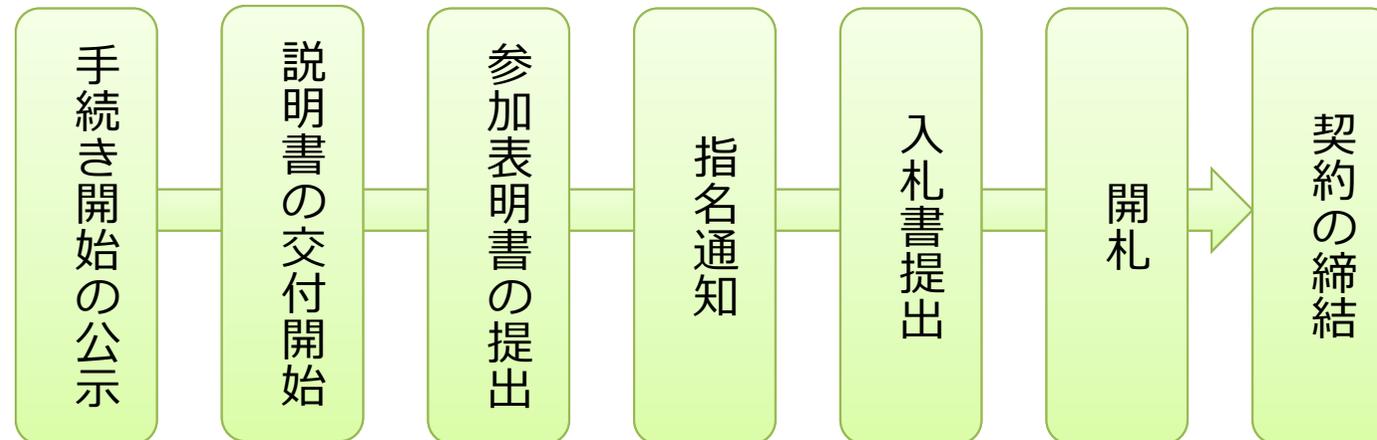
① 入札契約方式

➤ 主な入札契約方式の基本手続フロー

■ プロポーザル方式



■ 競争入札方式

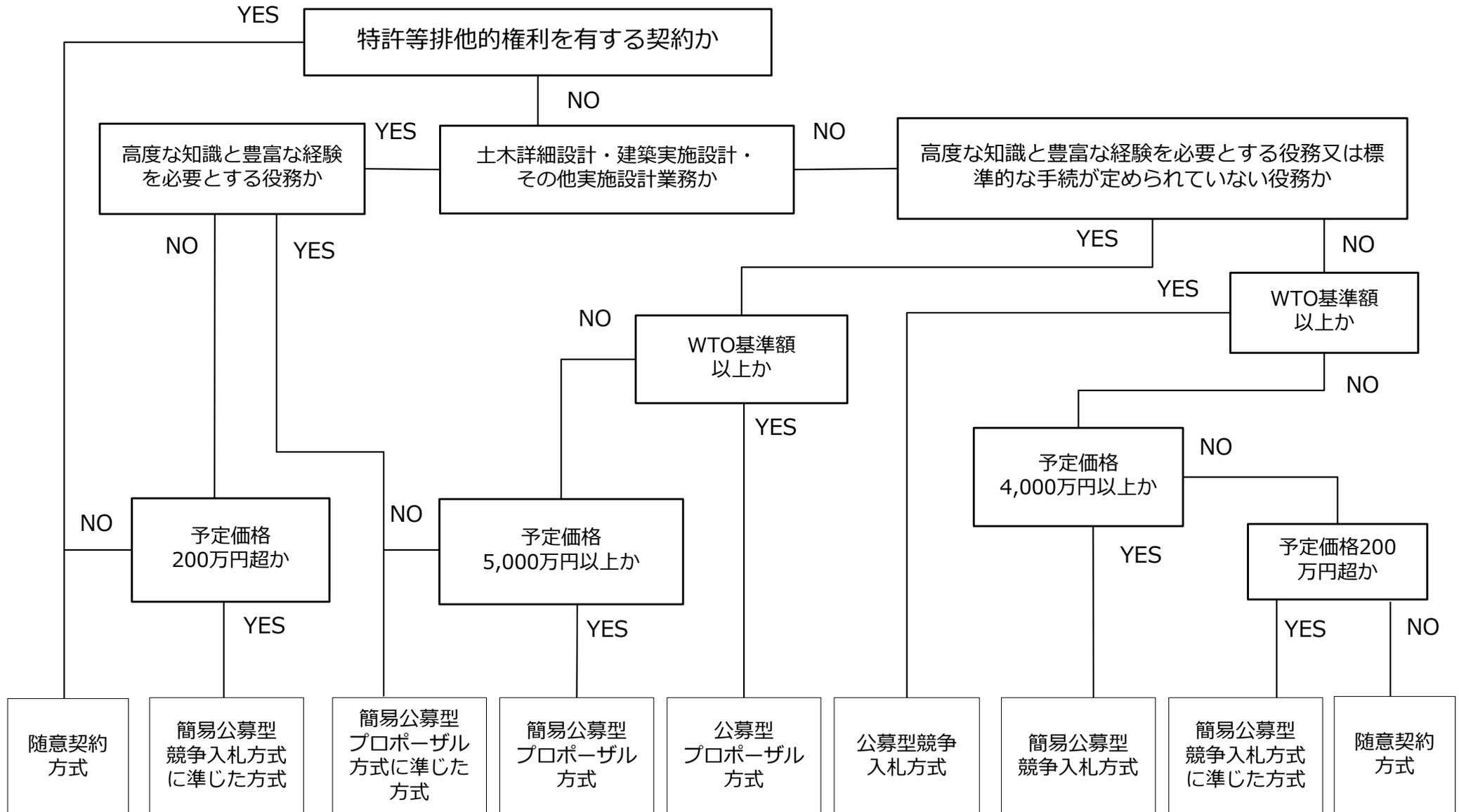


■ 一般競争入札 → 工事の一般競争入札方式同様

① 入札契約方式

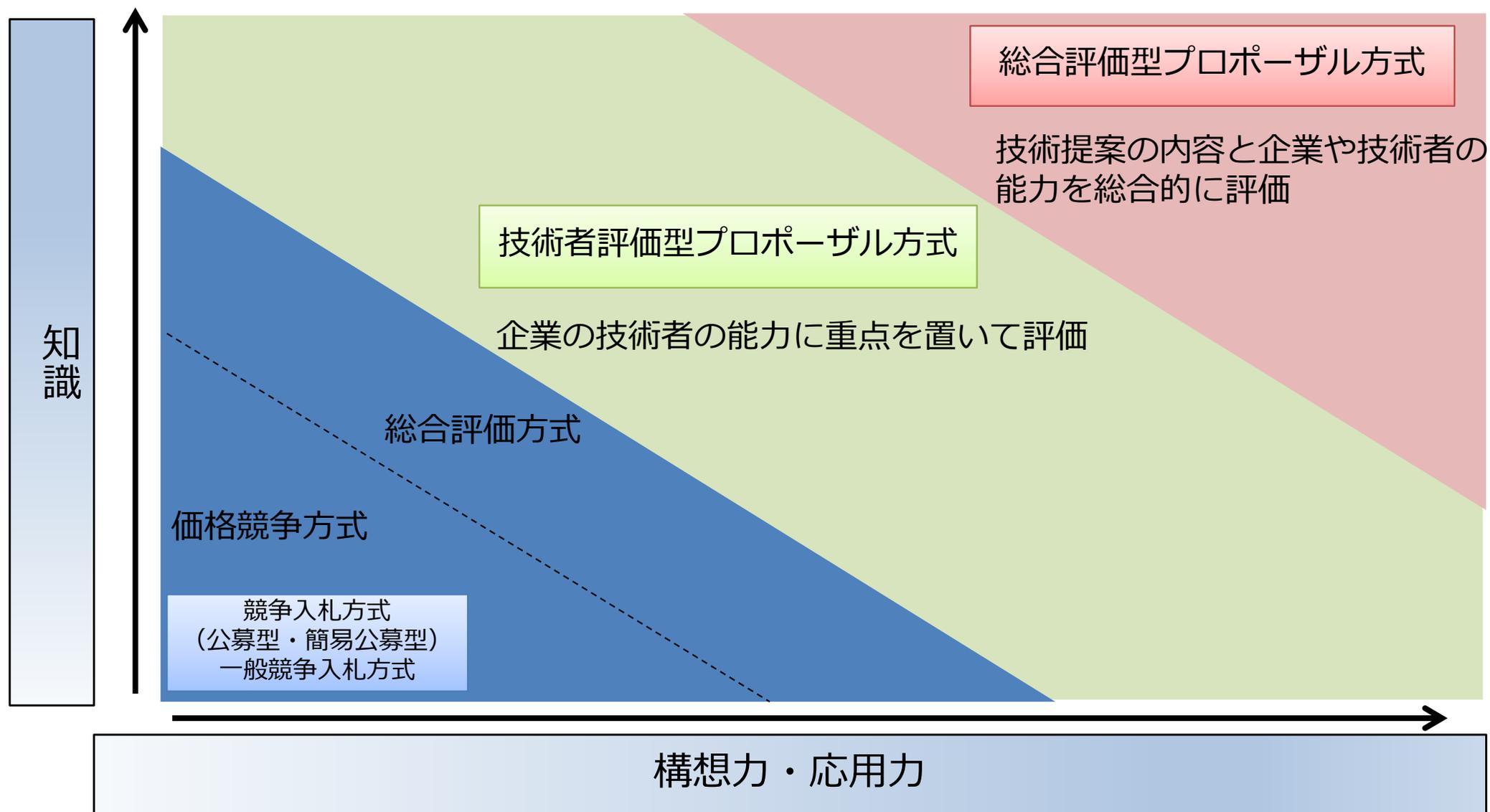
■ 機構では、役務内容や難易度によって発注方式を選定しています。

※発注者支援業務は一般競争入札方式



② プロポーザル方式の評価タイプ

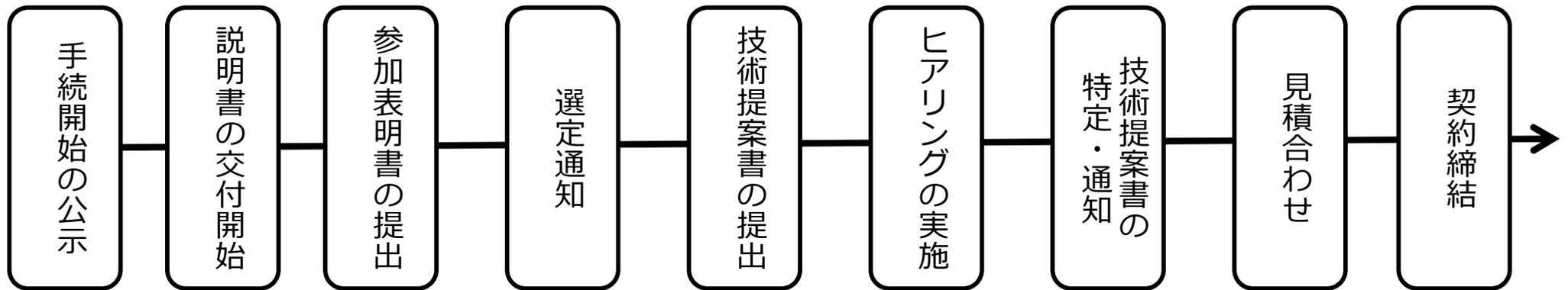
- 機構のプロポーザル方式の評価タイプは役務に要求される知識・構想力・応用力によって決定します。



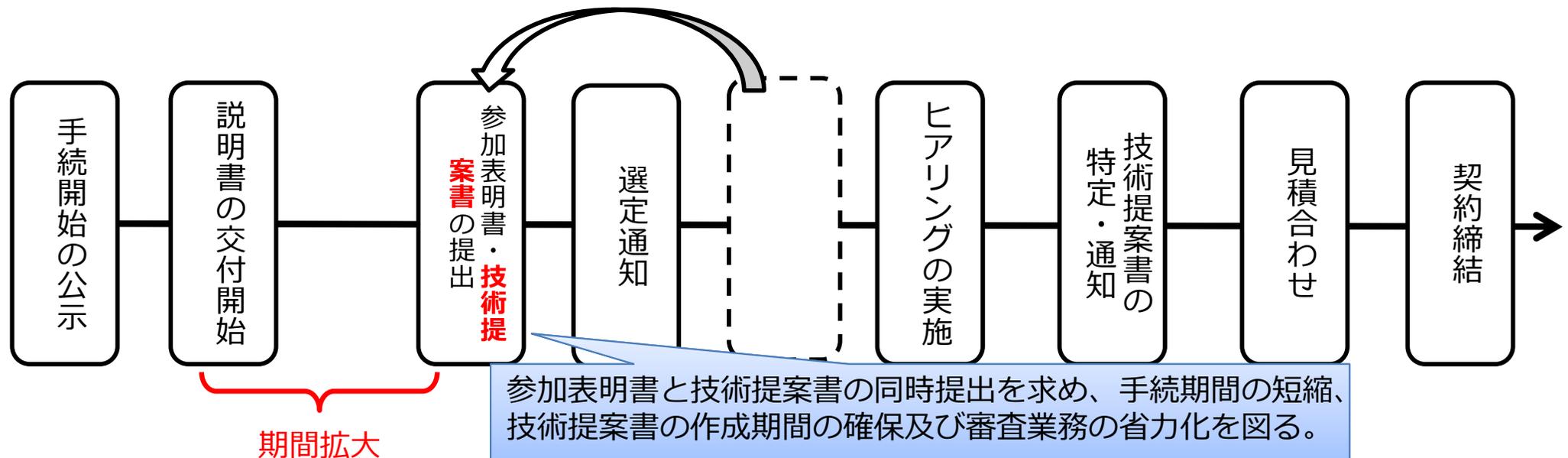
③ 拡大型プロポーザル方式

- 参加表明書と技術提案書の同時提出を求め、欠格者を除く全参加者の技術提案書を評価する拡大型プロポーザル方式を実施する場合があります。

➤ 通常のプロポーザル方式の手続き



➤ 拡大型プロポーザル方式の手続き



3. 共通事項

(1) 発注見通し

- 機構では原則として四半期ごとに発注見通しを「[鉄道運輸機構 入札情報サービス](#)」に公表しています。
 - 公表対象は今年度中に公告を予定している工事・役務の案件です。
- ※公表内容は見通し時点のもので、実際に発注する工事及び役務の内容と異なる場合があります。

➤ 発注見通し公表箇所

入札情報サービス

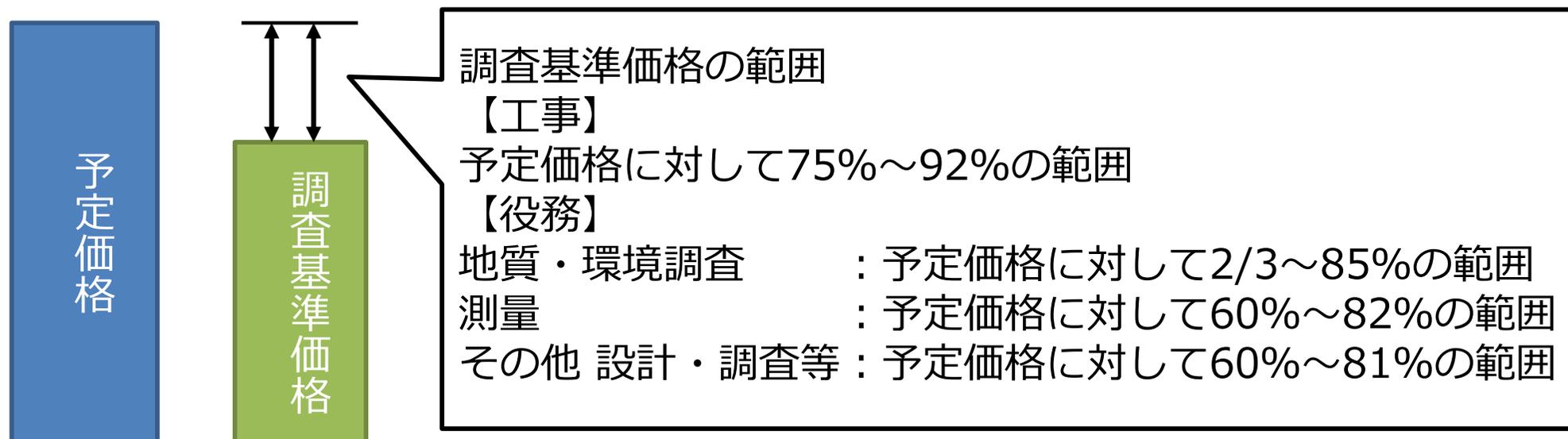
メインメニュー
工事
役務(建設コンサル等)
物品・役務提供等
共通

■ 操作に関するお問い合わせ
鉄道・運輸機構電子入札
ヘルプデスク
TEL : 0570-007-522
Mail : jrtt-help@efftis.jp
受付時間 : 平日9時~17時半

工事	発注見通し	役務(建設コンサル等)	発注見通し
	入札公告情報		入札公告情報
	入札結果情報		入札結果情報
物品・役務提供等	発注見通し	共通	公共調達の適正化に基づく契約情報の公表
	入札公告情報		
	入札結果情報		
	総合評価実施予定		

(2) 低入札価格調査

- 当機構では、工事・役務の品質確保対策のため、予定価格が400万円以上の工事及び200万円以上の役務において調査基準価格を設定し、入札価格が調査基準価格を下回った場合には低入札価格調査を行っています。



➤ 調査基準価格の算出方法

予定価格の積算における主要項目に所定の率を乗じて合算した金額が調査基準価格となります。

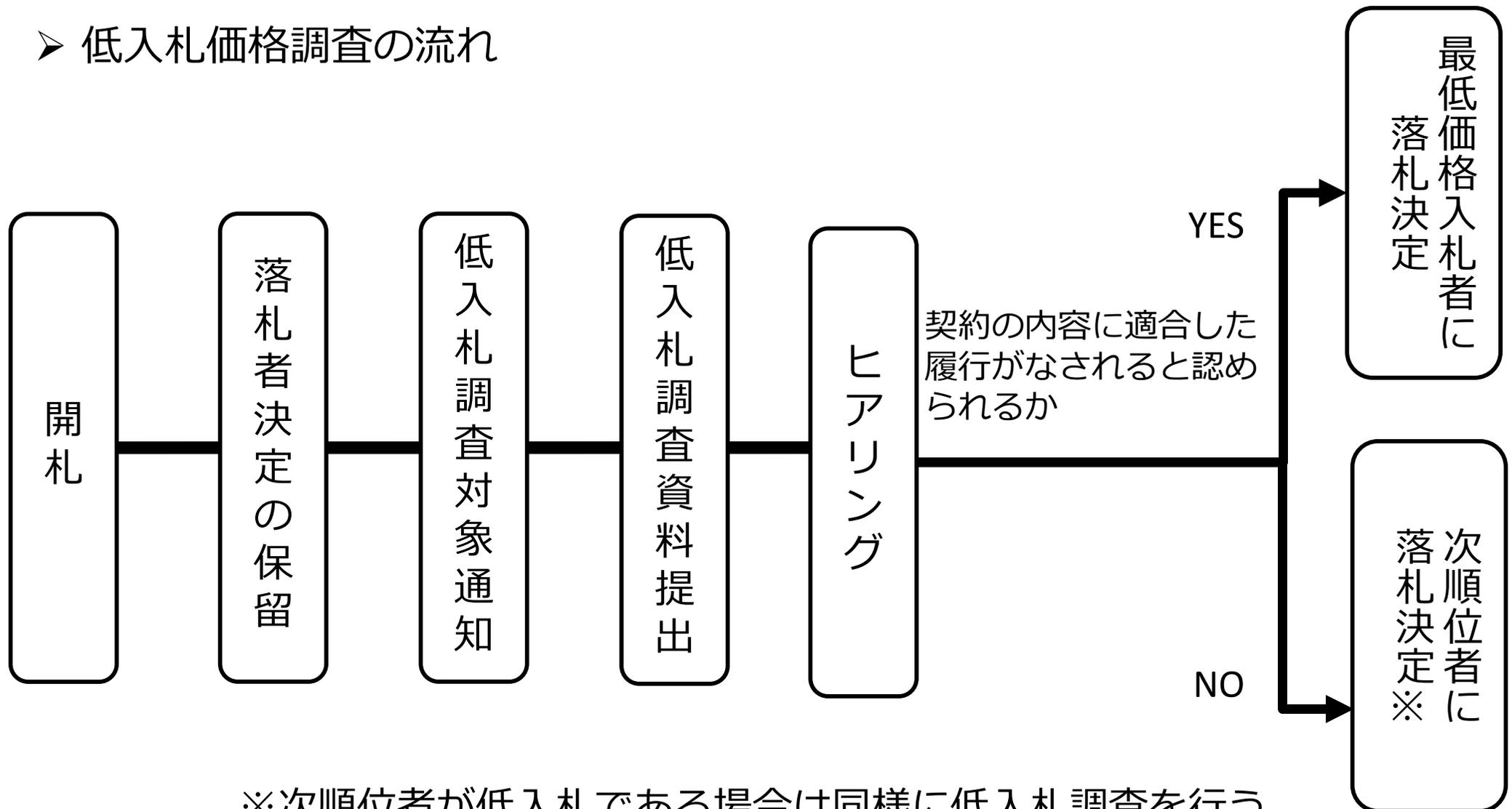
調査基準価格（工事の場合）

$$= \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\%$$

(2) 低入札価格調査

- 調査基準価格を下回る金額で入札を行った者に対しては、低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされるか確認を行います。

➤ 低入札価格調査の流れ



※次順位者が低入札である場合は同様に低入札調査を行う

(2) 低入札価格調査

➤ 低入札価格調査項目

調査項目	工事	役務
当該価格により入札した理由	○	○
入札価格の積算内訳	○	○
手持ち工事（役務）の状況	○	○
業務実施体制	—	○
配置予定技術者名簿	○	○
契約対象工事箇所と調査対象者の事務所・倉庫等との関連	○	—
手持ち資材の状況	○	—
資材購入先及び購入先と調査対象者との関係	○	—
手持ち機械の状況（役務の場合、測量業務及び地質調査業務に限る。）	○	○
過去に実施した同種又は類似の業務	—	○
労務者の具体的供給見通し	○	—
過去に施工した公共工事の状況	○	—
建設副産物の搬出計画	○	—
経営状況（工事の場合直前1年度分、役務の場合直前3年度分）	○	○